

岐阜県、岐阜市、瑞穂市、障がい者団体が実施する「ヘルプマークの街頭啓発活動」に参加しました

当行は、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨等を踏まえ、岐阜県・岐阜市・瑞穂市・障がい者関係団体が障害者週間にJR岐阜駅2階中央コンコース前で実施する街頭啓発活動に参加しましたのでお知らせします。

なお、本件は、岐阜県内における「ヘルプマーク」普及促進の一環として、民間事業者で初めて街頭啓発活動に参加した取組みとなります。

記

1. 日時および開催場所

日時	実施時刻	実施場所
12月7日(木)	16:30~17:30	JR岐阜駅2階中央コンコース前 (岐阜市橋本町1丁目10番地)

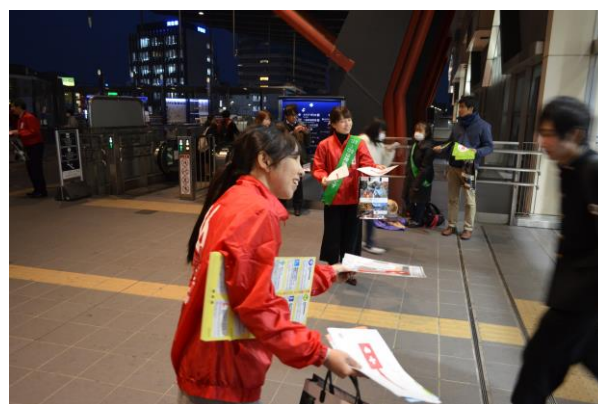
2. 参加者

岐阜県、岐阜市、瑞穂市、障がい者団体の幹部および職員の方、当行行員総勢50名(うち当行6名)

3. 内容

「障害者週間」の告知および「障害者差別解消法」、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、「ヘルプマーク」、「障がい者マーク」等に関する普及啓発物品の配布を行いました。

4. 当日の様子



5. 今後、当行が取り組む啓発活動について

岐阜県内の十六銀行グループの営業店、営業所においてヘルプマーク啓発ポスターを掲示し、従業員全体にヘルプマークの理解・浸透、意識醸成をはかるとともに、ご来店されたお客さま向けの啓発活動に取り組めます。

<ご参考>障害者週間、条例、法の概要について

【障害者週間】

12月3日～9日。障がい者福祉についての国民の関心と理解を深め、障がい者が社会のあらゆる活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、平成16年に障害者基本法により設定されました。

【障害者差別解消法】

平成25年6月成立、平成28年4月1日施行。行政および事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いと、合理的配慮の不提供を禁止しています。

【岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例】

障害者差別解消法と同じ平成28年4月1日に施行。障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる共生社会を実現するため、県、市町村、障がい者関係団体、県民等が一体となって、障がい者に対する理解啓発、障がい者の理解啓発のための教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人の交流の促進等に取り組むことを定めています。

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるもの。県では平成29年8月より配布しています。



以 上